

ボランティアポイント制度の創設について

1 目的

- (1) 既にボランティア活動を行っている方々に対しては、より一層活動に張り合いが持てるよう、また、これまでボランティア活動を行ったことのない方々に対しては、ボランティア活動をはじめの動機付けをすることで、ボランティア活動を行う人材の掘り起こしを目指す。
- (2) 高齢者の方々がボランティア活動による社会参加をすることで、生きがいづくりや介護予防等を目指す。

2 概要

- (1) 自分が得意とする活動可能な分野について、青森市ボランティアセンターに団体や個人として登録し、地域福祉団体等の要請に応じてボランティア活動を行った人が、交換品を受け取ることができるポイントを付与する制度。
- (2) 運用開始時期は、平成29年10月1日を予定

3 制度の内容

- (1) ポイントを付与する活動内容

①市が市社協や町(内)会に依頼している福祉活動

例) 【ほのぼのコミュニティ 21 推進事業】

- ・地域住民で編成する「ほのぼの交流協力員」が、高齢者のみの世帯・障がい者のいる世帯等を対象に、週1回程度訪問し、孤独感の解消や安否確認を行う。
- ・グループ数：225 グループ、協力員数：407 人、対象世帯数：362 世帯 (H28 実績)

②市社協（地区社協）等がボランティアを募り実施する福祉活動

例) 【福祉の雪対策事業】

- ・各地区社協において、住民ボランティアによる「福祉の雪協力会」を組織し、自力で除雪が困難な高齢者世帯等を対象に間口に堆積した雪の除雪や屋根の雪下ろしを行う。
- ・登録世帯数：288 世帯、ボランティア数：344 人、実施世帯数：275 世帯、延実施回数：7,488 回（H28 実績）

【一人暮らし給食サービス】

- ・65 歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、栄養バランスを考えた食事を定期的に配達するとともに安否確認を行う。
- ・延配食回数：10,444（H27 実績）

【こころの縁側づくり事業】

- ・市と市社協が主体となり、高齢者に対して、「生きがいづくり」「情報の提供」「健康づくり」等の介護予防機能を有する集いの場を提供する。
- ・開催地区数：23 地区、開催回数：851 回、延参加者数：11,620 人（H27 実績）

③地域包括支援センター及び福祉施設がボランティアを募り実施する事業

例) 【認知症カフェ】

- ・地域包括支援センターが実施する認知症カフェのサポートを行う。
- ・ボランティア数：17 人（H28 実績）

【出前講座等】

- ・地域包括支援センターが実施する研修や出前講座等のサポートを行う。
- ・ボランティア数：21 人（H28 実績）

【福祉施設】

- ・利用者との交流や身の回りの簡単な世話等のサポートを行う。
（H29 予定）

(2) ポイントが付与される対象者

- ①青森市ボランティアセンターに登録する団体及び個人のうち、「(1) ①～③ポイントを付与する活動内容」に従事した者。
- ②対象年齢は18歳以上とする。(高校生を除く)

《ボランティアセンター登録の状況》(H28実績)

【ボランティア登録制度】

ボランティア登録者数：7,782名(73団体、17個人)、
ボランティア派遣依頼件数：185件、ボランティア派遣件数：162件、延1,336人

【体験ボランティア】

受入団体：91団体、メニュー数：140、参加者数：1,146名

【福祉の雪対策事業】

登録世帯：288世帯、協力者数：344名、実施回数：7,488回

(3) ポイントを付与する活動の程度(年間の還元限度は50ポイントと設定：後述)

- ①概ね1時間当たりの活動に対し1ポイントとする
- ②1日当たりの上限ポイントを2ポイントとする

(4) ポイントの管理方法

①ボランティアポイント手帳(別添参照)の活用

地域福祉サポーターに配布する「ボランティアポイント手帳」に、ボランティアの活動量に応じ、受入団体がスタンプを押印

(これにより、サポーター自身はポイント数を把握)

②ボランティアセンターでのポイント管理

- ・受入団体が、誰に何ポイント付与したかを記録し、月に1度程度、ボランティアセンターに報告を行う
- ・ボランティアセンターは、データによるポイント管理を行う

(5) ポイントの還元品

ポイント数に応じて、下記のいずれかと交換

①商品券 (1,000 円分×枚数)

②バスカード (1,000 円分、3,000 円分、5,000 円分)



※1ポイント100円相当に換算、年間50ポイント=5,000円相当を上限
10ポイント未満は切捨て、次年度への繰越しなし

※ポイント還元にあたっては、市税・介護保険料の未納・滞納確認を行う

(6) ボランティア活動及びポイント還元の期間

①活動期間 3月から翌年2月

②還元期間 4月から翌年3月10日

| | 3/1 | 4/1 | 2月末日 | 3/10 |
|------|-----|--|------|------|
| 活動期間 | |  | | |
| 還元期間 | |  | | |

(7) ボランティアセンターの業務

①地域福祉サポーター及びボランティア受入団体の登録

②ボランティア派遣調整

③ポイントの管理

④ポイント確認・還元

4 制度の検証・見直し

(1) 制度の検証

①実施に伴う改善点等の意見集約

地域福祉サポーター、受入団体、ボランティアセンターより

②当分科会への報告・提言

5 制度の周知

(1) ボランティア受入団体への説明会

(2) 市ホームページ、広報あおもりによる市民周知

◎参考：他都市の例

(1) ポイントを付与する活動内容について

○八戸市

介護施設等の食堂内の配膳・下膳などの運営補助、散歩・外出・館内移動の補助、話し相手、草刈り・洗濯物の整理・シーツ交換など

○宇都宮市

- ・60歳以上の人に参加する、清掃・美化活動や介護保険施設などでの支援活動などの地域貢献活動
- ・65歳以上の人に参加する、介護予防の自主グループ活動や市が実施する介護予防事業などの健康づくり活動

(2) ポイントを付与する活動の程度について

当該制度と同様の制度を実施している他都市のほとんどが、年間を通して継続したボランティアを促すため、1日当たりの上限ポイントを1時間当たりの活動に対するポイントに2を乗じたポイントに設定しているが、横須賀市や奈良市などのように上限ポイントを設定していない自治体もある。

(3) ポイントの還元品について

○還元するもの

- ・八戸市、前橋市等・・・商品券
- ・函館市、盛岡市等・・・現金
- ・宇都宮市・・・・・・・・介護納付、施設利用券等
- ・川越市・・・・・・・・特産品、農作物等
- ・奈良市・・・・・・・・バス料金等

○上限額・・・・・・・・5,000円～10,000円

青森市ボランティアポイント制度イメージ（案）

